

# 茨城県報

第7664号

昭和63年6月16日

木曜日

## 目 次

### 規 則

- 茨城県生活保護法施行細則の一部を改正する規則(社会福祉課) ..... 2 ページ

### 告 示

- 国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録及び消除(2件)(医療福祉課) ..... 9  
●優良興行(映画)の推奨(県民生活課) ..... 9  
●第二種大規模小売店舗に関する公示(商業振興課) ..... 11  
●保安林の指定の解除の予定(林業課) ..... 12  
●漁船損害等補償法関係(水産施設課) ..... 12  
●換地計画の更正(農地管理課) ..... 12  
●換地処分(〃) ..... 13  
●道路の区域変更(道路維持課) ..... 13

### (教 育 委 員 会)

- 年齢階層ごとの年金補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正 ..... 15

### 公 告

- 農作物奨励品種及び準奨励品種の採用及び廃止(営農再編対策課) ..... 16  
●漁船損害等補償法施行令に基づく発起届(水産施設課) ..... 19  
●開発行為の工事完了(3件)(建築指導課) ..... 20  
●道路位置の指定(2件)(〃) ..... 21

### 正 誤

- 昭和63年6月6日付け茨城県報号外第80号中 ..... 21

---

## 規 則

---

**茨城県規則第46号**

茨城県生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和63年6月16日

茨城県知事 竹内藤男

**茨城県生活保護法施行細則の一部を改正する規則**

茨城県生活保護法施行細則(昭和36年茨城県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

(扶養照会書)

第7条の2 福祉事務所長は、要保護者の扶養義務者に対して扶養義務の履行について照会するときは、扶養照会書(様式第31号の2)によつてしなければならない。

様式第30号を次のように改める。

樣式第30号

|  |   |                     |                     |                     |                      |          |                    |
|--|---|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------|--------------------|
| 第<br>号   | 第<br>号<br>昭和 年 月 日  |                     |                     |                     |                      |          | 第<br>号<br>昭和 年 月 日 |
| 福祉事務所長 殿   |   | 昭和 年 月 日            |                     |                     |                      | 福祉事務所長 殿 |                    |
| 扶養義務者の調査依頼について(回答)   |   | 扶養義務者の調査依頼について(回答)  |                     |                     |                      | (扶養義務者)  |                    |
| 昭和 年 月 日付けをもつて調査依頼のありましたに<br>に関する標記の件について下記のとおり回答します(扶養届書別添)。  |   |                     |                     |                     |                      | 殿        |                    |
| 記  |   |                     |                     |                     |                      | 福祉事務所長 殿 |                    |
| 世<br>帯<br>員<br>の<br>状<br>況   | 氏<br>名  | 続柄                  | 生年月日                | 職業                  | 勤務先                  | 平均月収額    |                    |
|  |   | 本人                  |                     |                     |                      | 円        |                    |
|  |   |                     |                     |                     |                      |          |                    |
|  |   |                     |                     |                     |                      |          |                    |
|  |   |                     |                     |                     |                      |          |                    |
|  |   |                     |                     |                     |                      |          |                    |
| 上記のうち について   |   |                     |                     |                     |                      |          |                    |
| ① 税法上の扶養控除を受けている者の氏名   |   |                     |                     |                     |                      |          |                    |
| ② 会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額( 円)  |   |                     |                     |                     |                      |          |                    |
| 資<br>産<br>の<br>状<br>況  | 有<br>・<br>無   | ① 家屋 m <sup>2</sup> | ② 宅地 m <sup>2</sup> | ③ 田畠 m <sup>2</sup> | ④ 山林等 m <sup>2</sup> |          |                    |
| 負<br>債<br>の<br>状<br>況  | 有<br>・<br>無   | 負債の内容               | 返済月(年)額             | 返済の終了予定             |                      |          |                    |
|  |   | 住宅ローン               | 円                   | 年 月                 |                      |          |                    |
|  |   | その他( )              | 円                   | 年 月                 |                      |          |                    |
| 健康保険等の加入状況   | ①国民健康保険②健康保険③共済( )④その他( )   |                     |                     |                     |                      |          |                    |
| 上記で①以外に加入している場合 については被扶養者として<br>①認定されている②認定されていない③認定手続をとるつもり   |   |                     |                     |                     |                      |          |                    |
| 扶<br>養<br>能<br>力<br>の<br>判<br>定  | 1 生活程度は当管内の上・中・下<br>2 生計費が多くかかる事情有・無(有の場合の理由)<br>3 扶養届書の扶養程度は相応と判定・不相応と判定 |                     |                     |                     |                      |          |                    |
| (記入上の注意)<br>1 該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。<br>2 平均月収額は総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入してください。<br>3 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付してください。 |   |                     |                     |                     |                      |          |                    |
| 生活保護法による保護決定に伴う扶養義務について(照会)  |   |                     |                     |                     |                      |          |                    |
| あなたの に当たる さん(住所 )は、生活保護法による<br>保護を申請して(受けた)いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者<br>による扶養は生活保護に優先して行われるものとされております。   |   |                     |                     |                     |                      |          |                    |
| つきましては、保護の決定又は実施上必要がありますので、あなたからどの程度<br>扶養できるかについて、次の扶養届書により昭和 年 月 日までに<br>御回答ください。  |   |                     |                     |                     |                      |          |                    |
| 扶<br>養<br>届<br>書   |   |                     |                     |                     |                      |          |                    |
| 福祉事務所長 殿 昭和 年 月 日  |   |                     |                     |                     |                      |          |                    |
| 住所 氏名 ㊞  |   |                     |                     |                     |                      |          |                    |
| 先に照会のあった に対する扶養について、下記のとおり回答します。<br>記  |   |                     |                     |                     |                      |          |                    |
| 次により扶養(します。できません。)   |   |                     |                     |                     |                      |          |                    |
| 扶<br>養<br>の<br>開<br>始<br>時<br>間  | 昭 和 年 月 から  |                     |                     |                     |                      |          |                    |
| 扶<br>養<br>の<br>方<br>法<br>・<br>程<br>度   | ① 金銭により毎月(年) 円送付する。<br>② 物品により毎月(年) を 程度送付する。<br>③ 氏名<br>④ その他            |                     |                     |                     |                      |          |                    |
| 扶<br>養<br>不<br>可<br>の<br>理<br>由  |   |                     |                     |                     |                      |          |                    |

様式第31号の次に次の様式を加える。

様式第31号の2

|    |   |   |   |
|----|---|---|---|
| 第  | 号 |   |   |
| 昭和 | 年 | 月 | 日 |

殿

福祉事務所長 印

#### 生活保護法による保護決定に伴う扶養義務について（照会）

あなたの　に当たる　さん（住所　）は、生活保護法による保護を申請して（受けて）いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされております。

つきましては、保護の決定又は実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届書により昭和　年　月　日までに御回答ください。

（特記事項）

（担当者　）

#### （参考）

生活保護法第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

民法第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合の外、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

(別紙)

## 扶 養 届 書

福祉事務所長殿

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

(印)

先に照会のあった に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 次により扶養(します。できません。)

|              |   |
|--------------|---|
| (1) 扶養の開始時期  | 昭和 年 月 から   |
| (2) 扶養の方法・程度 | ①金銭により毎月(年) 円送付する。<br>②物品により毎月(年) を 程度送付する。<br>③氏名 を引き取る。<br>④その他 |
| (3) 扶養できない理由 |   |

2 私の世帯について

| (1) 家族構成・収入等の状況                                       |                           |                    |                     |                    |                     |  |
|---|---------------------------|--------------------|---------------------|--------------------|---------------------|--|
| 氏 名   | 続柄                        | 生年月日               | 職 業                 | 勤 務 先              | 平均月収額               |  |
| 本人  |                           |                    |                     |                    | 円                   |  |
|   |                           |                    |                     |                    |                     |  |
|   |                           |                    |                     |                    |                     |  |
|   |                           |                    |                     |                    |                     |  |
|   |                           |                    |                     |                    |                     |  |
|   |                           |                    |                     |                    |                     |  |
|   |                           |                    |                     |                    |                     |  |
|   |                           |                    |                     |                    |                     |  |
| 上記のうち についての   |                           |                    |                     |                    |                     |  |
| ①税法上の扶養控除を受けている者の氏名<br>②会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額 ( 円 ) |                           |                    |                     |                    |                     |  |
| (2) 資 産 の 状 況   | 有<br>・<br>無               | ①家屋 m <sup>2</sup> | ②宅 地 m <sup>2</sup> | ③田畠 m <sup>2</sup> | ④山林等 m <sup>2</sup> |  |
| (3) 負 債 の 状 況   | 有<br>・<br>無               | 負 債 の 内 容          | 返済月(年) 額            | 返済の終了予定            |                     |  |
|   | 住 宅 ロ ー ン                 | 円                  | 年 月                 |                    |                     |  |
|   | そ の 他( )                  | 円                  | 年 月                 |                    |                     |  |
| (4) 健康保険等の加入状況  | ①国民健康保険②健康保険③共済( )④その他( ) |                    |                     |                    |                     |  |
| 上記で①以外に加入している場合 については被扶養者として                          |                           |                    |                     |                    |                     |  |
| ①認定されている ②認定されていない ③認定手続をとるつもり                        |                           |                    |                     |                    |                     |  |

(記入上の注意)

- 1 該当するものを○で囲み、必要な事項を記入してください。
- 2 平均月収額は総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入してください。
- 3 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付してください。

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

## 茨城県告示第862号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師として登録したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和33年政令第363号）第9条の規定により告示する。

昭和63年6月16日

茨城県知事 竹内 藤男

|            |           |         |
|------------|-----------|---------|
| 記号番号       | 登録年月日     | 国民健険保険医 |
| 茨国医 第6281号 | 63. 5. 19 | 蘭田善之    |
| 茨国薬 第1542号 | 63. 5. 16 | 黒澤忠雄    |
| 〃 第1543号   | 〃         | 石塚浩子    |

## 茨城県告示第863号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第47条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医の登録を消除したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和33年政令第363号）第9条の規定により告示する。

昭和63年6月16日

茨城県知事 竹内 藤男

|           |           |            |
|-----------|-----------|------------|
| 登録記号番号    | 民国民健康保険医名 | 登録消除年月日    |
| 茨国歯 第576号 | 青木登       | 昭和63年5月31日 |

## 茨城県告示第864号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第7条の規定に基づき、青少年に有益な興行として、次のものを推奨する。

昭和63年6月16日

茨城県知事 竹内 藤男

- 1 推奨番号 2
- 2 種類 映画
- 3 題名 老人と海

4 製作会社 ワーナーブラザース映画会社

5 配給会社 新映株式会社

6 内容及び推奨理由

年老いた漁師と、彼の前に突然現れた大魚との孤独な闘いを描いたヘミングウェイの名作「老人と海」を映画化したもの。

老人の苦悩と不屈の精神は、情操を高め豊かな人間性を培うものとして、青少年の健全育成に有益である。

~~~~~  
1 推奨番号 3

2 種類 映画

3 題名 オオムラサキの詩

4 製作会社 株式会社サンリオ

5 配給会社 同上

6 内容及び推奨理由

二匹のオオムラサキの幼虫から産卵までの生涯を、心優しく描いた作品である。

オオムラサキを通して自然の営みを観察することは、情操を高め自然を愛する豊かな心を養うものとして、青少年の健全育成に有益である。

~~~~~  
1 推奨番号 4

2 種類 映画

3 題名 アドベンチャーロード

4 製作会社 エリオット・シック

5 配給会社 東宝東和株式会社

6 内容及び推奨理由

この映画は、両親を事故で失い原野にひとり残された少年が、偶然出会った老人に生き残るための知恵と勇気を教えられ、迫りくる危険と闘う物語である。

様々な困難に立ち向かう姿は、見る者に深い感動を与え、青少年の健全育成に育益である。

~~~~~  
1 推奨番号 5

2 種類 映画

3 題名 青い鳥

4 製作会社 アレクサンデル・アルシャンスキーポウル・マスランスキ

5 配給会社 東宝東和株式会社

6 内容及び推奨理由

ノーベル賞作家モーリス・メーテルリンクの名作を映画化したものである。

幸せの青い鳥を求めて不思議な冒険の旅を続けるチルチルミチルの物語は、ファンタスティックな映像と相まって見る者的心を魅了し、情操を高めるうえで、青少年の健全育成に有益である。

- 
- 1 推奨番号 6
  - 2 種類 映画
  - 3 題名 極点をめざして～植村直己の夢と探検～
  - 4 製作会社 株式会社毎日EVRシステム
  - 5 配給会社 同上
  - 6 内容及び推奨理由

世界的冒險家、植村直己の数々の探検をまとめたドキュメンタリーフィルムである。

壮大なスケールの自然の中で、人間が極限に挑む姿は、見る者に自然に対する畏敬の念を育てるとともに、人の生きかたの厳しさを教えてくれるものであり、青少年の健全育成に有益である。

- 
- 1 推奨番号 7
  - 2 種類 映画
  - 3 題名 シュンマオ物語「タオタオ」
  - 4 製作会社 シュンマオ製作委員会・松竹映画
  - 5 配給会社 新映株式会社
  - 6 内容及び推奨理由

シュンマオとは中国語で「パンダ」のことであり、このパンダのタオタオの波乱に富んだ生涯を描いた、日中合作の長編アニメーション映画である。

タオタオの一生を通して、人間にとて本当の幸福とはなにか、本当の自由とは何かということを訴えるものであり、青少年の健全育成に有益である。

---

#### 茨城県告示第865号

##### 第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により公示する。

昭和63年6月16日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 届出者の氏名又は名称  
株式会社 セイブ
- 2 建物の名称及び所在地  
株式会社 セイブ笠間店

笠間市笠間字近森4352-1外

**茨城県告示第866号**

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

昭和63年6月16日

茨城県知事 竹内藤男

1 解除を予定している保安林の所在場所

鹿島郡大野村大字角折字信1277の2, 1285の3, 1288から1291まで, 1311

2 指定された目的 飛砂の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

**茨城県告示第867号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

昭和63年6月16日

茨城県知事 竹内藤男

|      |            |
|------|------------|
| 加入区  | 漁業協同組合     |
| 土浦第一 | 土浦第一漁業協同組合 |

**茨城県告示第868号**

昭和62年12月21日付けで申請のあった金江津第一地区の換地計画の更正については、土地改良法の一部を改正する法律（昭和39年法律第94号）付則第12条の規定に基づき改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項の規定により昭和63年6月3日認可したから、同法同条第8項の規定により公示する。

昭和63年6月16日

茨城県知事 竹内藤男

## 茨城県告示第869号

昭和63年3月30日付け農管指令第93号をもって認可した沢口地区の換地計画については、換地処分があった旨届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和63年6月16日

茨城県知事 竹内藤男

## 茨城県告示第870号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和63年6月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年6月16日

茨城県知事 竹内藤男

1 道路の種類 県道

2 路線名 立崎羽根野線

3 道路の区域

| 区間                                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員                     | 延長             | 摘要               |
|-------------------------------------------------------|------|---------------------------|----------------|------------------|
| 北相馬郡利根町大字押戸字川迎<br>140番地先から<br>竜ヶ崎市北方町字根通<br>364番地先まで  | 旧    | メートル<br>最大 13.0<br>最小 4.0 | メートル<br>1782.0 |                  |
|                                                       |      | 最大 46.5<br>最小 12.3        | 1773.0         |                  |
| 北相馬郡利根町大字押戸<br>字川迎140番地先から<br>竜ヶ崎市北方町字根通<br>2112番地先まで | 新    | 最大 46.5<br>最小 12.3        | 1773.0         | 旧道移管のための<br>区域変更 |
|                                                       |      |                           |                |                  |

## 茨城県告示第871号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和63年6月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年6月16日

茨城県知事 竹内藤男

1 道路の種類 県道

2 路線名 土浦竜ヶ崎線

3 道路の区域

| 区間                         | 旧新の別    | 敷地の幅員   | 延長     | 摘要               |
|----------------------------|---------|---------|--------|------------------|
| 竜ヶ崎市大字馴馬字仲根台<br>5072番1地先から | 旧       | メートル    | メートル   |                  |
| 竜ヶ崎市馴柴町3区<br>600番地先まで      |         | 最大 17.5 | 1636.0 |                  |
| 竜ヶ崎市大字馴馬字仲根台<br>5072番1地先から |         | 最小 5.5  |        |                  |
| 竜ヶ崎市馴柴町3区<br>651番地先まで      |         | 最大 42.0 | 1724.5 |                  |
| 竜ヶ崎市大字馴馬字仲根台<br>5072番1地先から |         | 最小 22.0 |        |                  |
| 竜ヶ崎市馴柴町3区<br>651番地先まで      |         | 最大 42.0 | 1724.5 | 旧道移管のための<br>区域変更 |
| 新                          | 最小 22.0 |         |        |                  |

## 茨城県告示第872号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和63年6月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年6月16日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦竜ヶ崎線
- 3 道路の区域

| 区間                        | 旧新の別 | 敷地の幅員   | 延長     | 摘要                                                             |
|---------------------------|------|---------|--------|----------------------------------------------------------------|
| 牛久市女文化1番地先から              | 旧    | メートル    | メートル   |                                                                |
|                           |      | 最大 7.0  | 1625.0 |                                                                |
|                           |      | 最小 6.0  |        |                                                                |
|                           |      | 最大 49.0 | 1130.0 |                                                                |
| 竜ヶ崎市大字馴馬字仲根台<br>5072番地1まで | 新    | 最小 22.0 |        | 旧道のうち412m<br>竜ヶ崎市へ移管<br>その他は土地区画<br>整理事業地区内編<br>入のため廃道とす<br>る。 |
|                           |      | 最大 49.0 | 1130.0 |                                                                |
|                           |      | 最小 22.0 |        |                                                                |

## (教 育 委 員 会)

## 茨城県教育委員会告示第10号

昭和62年7月9日茨城県教育委員会告示第5号で告示した年齢階層ごとの年金補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部を次のように改正し、昭和63年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る年金補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る年金補償基礎額については、なお従前の例による。

昭和63年6月16日

茨城県教育委員会委員長 中 山 忠 造

表を次のように改める。

| 年 齢 階 層    | 年金補償基礎額の最低限度額 | 年金補償基礎額の最高限度額 |
|------------|---------------|---------------|
| 25歳未満      | 4,014円        | 10,290円       |
| 25歳以上30歳未満 | 4,672円        | 10,720円       |
| 30歳以上35歳未満 | 5,277円        | 13,009円       |
| 35歳以上40歳未満 | 5,740円        | 15,082円       |
| 40歳以上45歳未満 | 5,926円        | 16,886円       |
| 45歳以上50歳未満 | 5,719円        | 18,360円       |
| 50歳以上55歳未満 | 5,202円        | 19,133円       |
| 55歳以上60歳未満 | 4,359円        | 17,553円       |
| 60歳以上65歳未満 | 3,303円        | 15,932円       |
| 65歳以上      | 3,210円        | 10,290円       |

## 公 告

### ●茨城県農作物奨励品種及び準奨励品種の採用及び廃止

茨城県農作物奨励品種及び準奨励品種の採用及び廃止を次のとおり決定した。

昭和63年6月16日

茨城県知事 竹内藤男

#### 1 奨励品種に採用する品種

##### (1) 水稻「キヌヒカリ」

###### ア 来歴

「キヌヒカリ」は、昭和50年に農林水産省北陸農業試験場において、「収2800」と「北陸100号」のF<sub>1</sub>を母とし、「北陸96号」を父として3系交配され、以後選抜固定された品種である。

当品種は、昭和58年に「北陸122号」の系統名が付され、昭和63年に「水稻農林290号」として登録を受け、「キヌヒカリ」と命名された。

###### イ 奨励品種に採用する理由

(ア) 「大空」に比較して栽培特性が優れ、収量性はほぼ同程度だが食味は明らかに勝っている。

###### ウ 栽培上の注意

(ア) 縞葉枯病抵抗性を持たないので、本病の常発地あるいは激発地での作付けは行わないこと。

(イ) 栽培は、県耕種基準に従って「大空」に準じて行うこと。

(ウ) 「大空」より穂発芽しやすいので、成熟期の判断を正確に行い、刈り取り適期を守ること。

###### エ 普及地帯及び普及見込み面積

(ア) 県下全域ただし、縞葉枯病常発地及び激発地は除く。

(イ) 普及見込み面積 おおむね5,000ヘクタール

###### オ 特 性 表

| 粳<br>糯<br>の<br>別 | 品種別   | 両親品種名                                    | 奨励品種採用年次 | 草型 | 移植期<br>(月・日) | 出穂期<br>(月・日) | 成熟期<br>(月・日) | 稈長<br>(cm) |
|------------------|-------|------------------------------------------|----------|----|--------------|--------------|--------------|------------|
| 粳                | キヌヒカリ | (収2800×北陸100号)<br>F <sub>1</sub> × 北陸96号 | 63       | 中間 | 5.8          | 8.8          | 9.16         | 76         |

| 穂長<br>(cm) | 穂数<br>(本/m <sup>2</sup> ) | 玄米<br>千粒重<br>(g) | アール<br>当たり<br>玄米重<br>(kg/g) | 稈の<br>強さ | 芒の<br>長さ | 芒と稃<br>先の色 | 穀の<br>こぼれ<br>やすさ | 玄米の<br>長さ | 腹白<br>の多少 | 品質  |
|------------|---------------------------|------------------|-----------------------------|----------|----------|------------|------------------|-----------|-----------|-----|
| 18.0       | 438                       | 22.5             | 61.2                        | 強        | 無        | 黄白         | 難                | 中         | 無         | 上の中 |

| 食味  | 耐病性              |                  |        |        | 栽培適地 | 優れた性質     | 劣った性質  |
|-----|------------------|------------------|--------|--------|------|-----------|--------|
|     | 葉<br>も<br>い<br>ち | 首<br>も<br>い<br>ち | 白<br>枯 | 葉<br>病 |      |           |        |
| ごく良 | やや強              | やや強              | 中      | 葉病     | 県下一円 | 強稈・良食味・良質 | 穂発芽性が中 |

(注) (1) 試験年次:昭和58~62年 5箇年平均値

(2) 試験場:茨城県農業試験場本場(水戸市上国井町) 水田(表層腐植質多湿黒ぼく土)

## (2) 陸稻「キヨハタモチ」

### ア 来歴

「キヨハタモチ」は、昭和51年に茨城県農業試験場において、「関東糯118号」を母とし、「石系241号」を父として交配され、以後選抜固定された品種である。

当品種は、昭和59年から本県奨励品種決定調査に供試し、昭和63年に「陸稻農林糯58号」として登録を受け、「キヨハタモチ」と命名された。

### イ 奨励品種に採用する理由

- (ア) 耐倒伏性、耐干性が強い。
- (イ) いもち病抵抗性、紋枯病、ごま葉枯病に強い。
- (ウ) 収穫量が多く、安定している。

### ウ 栽培上の注意

肥沃すぎる畑や極端な多肥栽培では倒伏があるので、施肥量等に留意すること。

### エ 普及地帯及び普及見込み面積

- (ア) 県下全域
- (イ) 普及見込み面積 おおむね2,500ヘクタール

### オ 特性表

| 糯種の別 | 品種名    | 両親品種名                     | 奨励品種採用年次 | 草型 | 播種期<br>(月・日) | 出穂期<br>(月・日) | 成熟期<br>(月・日) | 稈長<br>(cm) |
|------|--------|---------------------------|----------|----|--------------|--------------|--------------|------------|
| 糯    | キヨハタモチ | 関東糯118号×石系241号(後の関東糯124号) | 昭63      | 中間 | 4. 23        | 8. 9         | 9. 19        | 84         |

| 穂長<br>(cm) | 穂数<br>(本/m <sup>2</sup> ) | 玄米<br>千粒重<br>(g) | アール<br>当たり<br>玄米重<br>(kg) | 稈の<br>強さ | 芒の<br>長さ | 稃先<br>の色 | 穂の<br>こぼれ<br>易さ | 玄米<br>の色 | 品質  | 食味  |
|------------|---------------------------|------------------|---------------------------|----------|----------|----------|-----------------|----------|-----|-----|
| 20.4       | 295                       | 20.4             | 39.0                      | 強        | やや短      | 褐        | 難               | ろう白      | 中の中 | 中の上 |

| 栽培適地 | 優れた性質        | 劣った性質                   |
|------|--------------|-------------------------|
| 県下一円 | 熟色良く強稈で良質、多収 | 野菜跡などの極肥沃畑、極多肥では倒伏しやすい。 |

(注) (1) 試験年次:昭和59~62年 4箇年平均値

(2) 試験は場:茨城県農業試験場本場(水戸市上国井町)畑(表層多腐植質黒ボク土)

## 2 準奨励品種に採用する品種

### (1) 大豆「コスズ」

#### ア 来歴

「コスズ」は、昭和54年に農林水産省東北農業試験場が農業技術研究所放射線育種場(現農業生物資源研究所放射線育種場)に依頼して、「納豆小粒」にγ線を照射し、選抜固定された品種である。

当品種は、昭和62年に宮城県、岩手県で奨励品種に採用され、「コスズ」と命名された。

#### イ 準奨励品種に採用する理由

(ア) 「納豆小粒」に比較して熟期が早く、他作物との作業の競合が回避できる。

#### ウ 栽培上の注意

(ア) 「納豆小粒」より早生のため、特に虫害発生防止に努めること。

(イ) 「納豆小粒」よりやや密植し、主茎長50~60センチメートル程度の生育量を確保すること。

#### エ 普及地帯及び普及見込み面積

(ア) 県北地域

(イ) 普及見込み面積 おおむね800ヘクタール

#### オ 特性表

| 品種名 | 来歴又は<br>両親品種名 | 奨励品<br>種採用<br>年次 | 生態型  | 開花期<br>(月・日) | 成熟期<br>(月・日) | 茎長<br>(cm) | 分枝数<br>(本) |
|-----|---------------|------------------|------|--------------|--------------|------------|------------|
| コスズ | 納豆小粒にγ線照射     | 昭63              | II b | 8. 6         | 10. 7        | 47         | 7.2        |

| 主 茎<br>節 数<br>(節) | 莢の数<br>(莢／株) | アール当<br>たり子実<br>収量<br>(kg) | 百粒重<br>(g) | 花の色 | 莢の毛<br>の有無 | 莢の毛<br>の剛柔 | 莢の毛<br>の 色 | つるに<br>なりや<br>す さ | 倒伏の<br>難 易 | 子 実<br>の 色 |
|-------------------|--------------|----------------------------|------------|-----|------------|------------|------------|-------------------|------------|------------|
| 14.6              | 179.0        | 27.0                       | 9.3        | 紫   | 有          | 中          | 白 淡 ~ 褐    | 難                 | やや難        | 黄 白        |

| へそ<br>の 色 | 子実の<br>形 状 | 子実の<br>大 小 | 品 質 | 栽培 適 地         | 優 れ た 性 質                              | 劣 っ た 性 質  |
|-----------|------------|------------|-----|----------------|----------------------------------------|------------|
| 黄         | 球          | 極 小        | 上の下 | 県北の普通畑、<br>転換畑 | 良質極小粒で、納豆用<br>として好適であり、早<br>播きで蔓化しにくい。 | 褐斑粒ができやすい。 |

(注) (1) 試験年次：昭和58～62年 5箇年平均値

(2) 試験は場：茨城県農業試験場本場（水戸市上国井町）畑（表層多腐植黒ボク土）

### 3 奨励品種及び準奨励品種から廃止する品種及び理由

(1) 水稻「大空」

#### 廃止する理由

「キヌヒカリ」を採用したため、昭和65年4月1日以降奨励品種から廃止除外する。

(2) 陸稻「ハツサクホチ」

#### 廃止する理由

「キヨハタモチ」を採用したため、昭和65年4月1日以降奨励品種から廃止除外する。

(3) 二条大麦「ニューゴールデン」

#### 廃止する理由

醸造特性が劣るので、準奨励品種から廃止除外する。

(4) 二条大麦「あかぎ二条」

#### 廃止する理由

醸造特性が劣るので、準奨励品種から廃止除外する。



### ●漁船損害等補償法施行令に基づく発起届

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

昭和63年6月16日

茨城県知事 竹内藤男

## 1 届出事項

|                          |     |                               |
|--------------------------|-----|-------------------------------|
| 発起人の住所及び氏名               | 加入区 | 漁船損害第補償法第113条第1項の申し出をする漁業協同組合 |
| 行方郡玉造町手賀1511<br>野原音吉ほか2名 | 玉造  | 玉造漁業協同組合                      |

## 2 指定漁船調査縦覧

## (1) 縦覧期間

昭和63年6月16日から昭和63年6月30日まで

## (2) 縦覧場所

| 加入区 | 縦覧場所                       |
|-----|----------------------------|
| 玉造  | 行方郡玉造町上宿甲125-8<br>玉造漁業協同組合 |

## ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和63年6月16日

茨城県知事 竹内藤男

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

取手市下高井字水砂2177番, 2168番1, 2169番, 2170番1, 2171番1,  
2172番, 2173番, 2174番1, 2175番, 同番1, 2176番, 乙2177番,  
2178番1, 同番3, 2179番1, 2038番3, 2349番, 2350番, 2351番,  
2352番

## 2 事業主の住所及び氏名

取手市新町4丁目1番46号

有限会社 大里商店

代表取締役 大里ケサヨ

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字貝谷字浦3番1, 同番4, 4番1, 同番2, 5番1, 同番2

## 2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区神田和泉町1番地

株式会社 和興スチール

代表取締役 田畠 元壽

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(第2工区)

那珂湊市部田野字路2991番の8の一部

2 事業主の住所及び氏名

勝田市東大島1丁目25番5号

有限会社 三木電機工業所

代表取締役 佐藤 清

## ●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和63年6月16日

茨城県知事 竹内藤男

| 指定番号           | 指定期<br>年月日 | 申請者                     |                            | 道路の位置                   | 道路幅員及び延長     |               |
|----------------|------------|-------------------------|----------------------------|-------------------------|--------------|---------------|
|                |            | 氏名                      | 住所                         |                         | 幅員           | 延長            |
| 竜土木指令<br>第639号 | 63.6.6     | 関 誠人                    | 稲敷郡茎崎町高見原1丁目6番地4           | 稲敷郡茎崎町高見原1丁目5番109       | メートル<br>6.20 | メートル<br>62.55 |
| 境土木指令<br>第445号 | "          | 山陽住宅株式会社<br>代表取締役<br>川戸 | 東京都杉並区高円寺南4丁目<br>26-19-305 | 猿島郡総和町大字女沼<br>字向川北367-9 | 6.20         | 39.14         |

正 誤

●昭和63年6月6日付け茨城県報第80号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤      | 正       |
|-----|-------|--------|---------|
| 2   | 下から11 | コフロウ   | コフウロ    |
| 5   | 上から7  | ユウシュラン | ユウシュンラン |
| 5   | 上から14 | イワヒバ,  | イワヒバ    |

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
休日の場合は縦下発行）（金 2,000円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292(21)8111(代)